

# 院内感染対策に関する取組み

## 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は患者様やご家族をはじめ、病院に関わるすべての人に対して、標準予防策を基本とした感染対策を遵守します。

---

## 2. 院内感染対策組織に関する事項

1. 感染対策の最高決定機関である感染対策委員会は、月 1 回の会議を開催します。
2. 医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師で構成した感染対策チーム（ICT）および抗菌薬適正使用支援チームを設置し、ラウンドや抗菌薬の適正使用を行い、感染対策や耐性菌対策、感染症診療の充実を図ります。

## 3. 院内感染対策教育に関する事項

1. 全職員を対象に感染対策研修会を年 2 回以上開催します。
2. 新規採用職員を対象に感染対策教育を行います。

## 4. 感染症発生状況の報告に関する事項

1. 耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物を検出した場合、ICT から各部署に報告し、感染対策の遵守状況を確認します。
2. 細菌の検出状況の感染レポートを作成し、職員全体で情報共有します。

## 5. 院内感染発生時の対応に関する事項

1. 感染症患者が発生した場合は、ICT が感染対策の徹底に努めます。

## 6. 患者さんへの情報提供に関する事項

1. 感染症の流行の兆しがある場合は、ポスター掲示などで情報提供します。
2. 感染防止の意義および手洗いやマスクの着用など、理解とご協力をお願いします。

## 7. その他の事項

1. 職員は定期健康診断を年 1 回以上受診し、健康管理に留意します。
2. 職員は「感染防止対策マニュアル」を遵守し感染防止に努めます。

病院長